

新型コロナウイルス感染症（クリチバ市による制限措置：警報レベル2の継続）

2021年3月9日

3月9日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2（オレンジ）を継続することとし、同措置に伴う制限措置内容について発表しました。

...

●3月9日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2（オレンジ）を継続させる旨発表しました（3月10日から3月16日まで有効）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 営業不可・閉鎖、実施不可とされるもの

- ・ライブハウス、劇場、映画館、博物館などの文化・エンターテインメント関連施設。
- ・レセプション等を実施するための屋内イベント施設
- ・見本市や大規模な会議・学会を実施するための施設。
- ・バー、ナイトクラブなどの夜間娯楽施設
- ・共有スペース等における人の密集の原因となる集会、イベント等の実施（親族のみの集まり等も不可）。

2 不要不急の夜間外出を制限する（20時～翌5時）。

3 公共スペース、商業施設、コンビニエンスストア、コンドミニオ内の共有スペースなどにおけるアルコール飲料の消費及び販売の禁止（20時～翌5時）。

4 公園については、マスク着用を着用し、対人距離十分に確保した上で、屋外での個人単位での運動のみ可能とする。

5 公有地・私有地の広場（コンドミニオ内も含む）にある団体スポーツ用スペースについては使用不可とする。

6 営業可能時間・曜日が制限されているもの

- ・一般商店：月～金、9時～19時まで営業可。週末はデリバリー形式のみ19時まで可。
- ・美容室など：月～金、9時～19時まで営業可。週末は営業不可。
- ・スポーツジムなど：月～金、6時～22時まで営業可。週末は営業不可。
- ・ショッピングセンター：月～金、10時～19時まで営業可。週末はデリバリー形式のみ。
- ・レストラン・軽食堂：月～金、10時～23時まで営業可。週末はデリバリー、ドライブスルー形式のみ。テイクアウト形式は不可。
- ・パン屋など：月～土、6時～23時まで営業可。日曜日は7時～18時まで（持ち帰りのみ）。
- ・スーパーマーケットなど：月～土、6時～23時まで営業可。日曜日はデリバリーのみ可。
- ・屋外市場（フェイラ）：月～土、6時～23時まで実施可。日曜日はデリバリーのみ可。

7 定員50%までであれば実施可能な活動

- ・ホテルなどの宿泊業。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/decreto-define-novas-regras-para-funcionamento-de-atividades-comerciais-e-servicos/58218>

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話 : 41-3322-4919

－e-mail : setorconsular@c1.mofa.go.jp